

法務省民商第19号
平成30年2月8日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局長
(公 印 省 略)

「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」に基づく会社の設立登記の優先処理について（通達）

標記について、「世界最先端IT国家創造宣言」（平成25年6月14日閣議決定，平成28年5月20日改定）を踏まえて定められた「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」（平成28年10月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）において，平成29年度中に，会社の設立登記を優先的に処理（ファストトラック化）するようにし，次期登記情報システムの機能を活用した事件処理の効率化の取組等と併せて，原則として申請から3日以内に完了できるようにする取組を行うとされたことを受け，本年3月12日から，下記のとおり会社の設立登記のファストトラック化を開始することとしますので，事務処理に遺憾のないよう，貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

記

1 趣旨及び経緯

「世界最先端IT国家創造宣言」においては，国のIT化・業務改革（BPR）の更なる推進の取組として，「ハローワーク，年金，国税，登記・法人設立等関係のシステム改革や業務改革（BPR）については，政府CIOによるレビュー等を通じて，運用コストの大幅な削減を図りつつ，マイナンバーや法人番号の利活用も踏まえ，行政機関間の分野横断的な情報連携等を進めることにより，利用者視点での改革を推進。あわせて，各府省庁の個別業務についても，システム改革とともに業務プロセスを見直すなどの業務改

革（BPR）を推進」するとされた。

また、これを受けて、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）の下に置かれた「eガバメント閣僚会議」のワーキンググループである「国・地方IT化・BPR推進チーム」の検討においては、国のIT化・業務改革の推進や起業の促進等の観点から、法人設立に必要な各種手続の簡素化・迅速化が強く求められていた。

「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」は、これらの経緯を踏まえて定められたものであり、同プランに基づき、会社の設立登記のファストトラック化を開始するものである。

2 ファストトラック化の対象

起業の促進等の観点を踏まえ、株式会社及び合同会社の設立登記（新設合併、新設分割及び株式移転によるものを含む。）を対象として、通年、ファストトラック化に取り組むものとする。

3 登記の完了時期

補正が必要な場合を除き、書面による申請の場合には申請の受付日の翌日から、オンライン申請の場合には添付書面の全部が登記所に到達した日の翌日から起算して、原則として3日以内に登記を完了するものとする。

なお、登記申請件数の多い時期（4月、6月及び7月）であるなど、3日以内に登記を完了することが困難な事情がある場合においても、上記1の趣旨に鑑み、できる限り速やかに登記を完了するよう努めるものとする。

4 先順位の商号変更、本店移転の登記申請等に係る留意事項

会社の設立登記のファストトラック化に当たっては、先に商号変更、本店移転又は組織変更・種類変更・特例有限会社の商号変更による設立の登記申請がされ登記が完了していない会社と、同一の所在場所かつ同一の商号の登記をすることのないよう、登記情報システムの機能を利用するなどし、先順位で受け付けられた未済事件をも確認するものとする。